

保育料について

支給認定を受けた方の保育料はお子さんの保護者等の市民税額によって市が定めます。
このほか、施設によって教材代、行事代などの実費徴収費や特定負担額（上乗せ徴収費）が必要となる
ことがあります。

| いつの分？ | 何に基づいて決まる？ | 誰の？ |
|--------------------------|----------------------|--|
| 平成28年4月分から 平成28年8月分まで | 平成27年度（26年分） 市民税額 | お子さんの保護者等 （同居の祖父母がいる場合、父母 の所得状況などにより祖父母の分 で適用することがあります） |
| 平成28年9月分から 平成29年3月分まで | 平成28年度（27年分） 市民税額 | |

新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります◎

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|----|----|----|----|----|-----------------|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 前年度の市民税額に基づく保育料 | | | | | | 当年度の市民税額に基づく保育料 | | | | | |

※ 保護者等の市民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

（市民税額の見方：参考）

パターン① 平成27年度 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
【給与所得者の方に、6月頃お勤め先から配布されています。（非課税の方を除く）】

柳川市見本

平成26年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

| | | | | | | |
|-------------------------------|---|----------------------|----------------------|---------------------------------|--|--|
| 所得 給与収入 給与所得 その他の所得計 | 主たる給与 以外の合算 所得区分 | 控除 項目 控除 金額 | 課税 標準 所得 金額 | 税 道 府 県 市 町 村 | 税額 控除前 所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ | 受給者 氏名 住所 〒 市 町 丁目 番 号 番 号 番 号 |
| 所得 控除 項目 控除 金額 | 障・寡・勤 配 偶 者 特 別 基 礎 養 護 給 付 金 等 所得控除合計② | 控除 項目 控除 金額 | 課税 標準 所得 金額 | 税 道 府 県 市 町 村 | 税額 控除前 所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額⑫⑬⑭⑮ 変更前税額⑯ 増減額⑰⑱ 変更月 | あなたの特別徴収税額を2 倍にすることができます。この特別徴 収税額を控除として（市長が存 続している場合は、延長の取 消しの日から3か月を経過 したとき、⑳その決定を 経ない |
| 税額控除の記載 | | | | | | 納付額 6月分 7月分 8月分 問合せ先 |

市民税の税額控除前所得割額④から調整控除額を控除した額で保育料を算定します。
下記の税額控除がない方は ④－⑤＝ 所得割額⑥ がその額となります。

（保育料の算定に適用しない税額控除）配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除など

パターン② 平成27年度 市民税・県民税納税通知書及び課税明細書

【自営業の方等に、6月中旬ごろ市町村長から送付されています。（非課税の方を除く）】

市民税の「算出所得割額」から「調整控除額」及び「税額調整額」を控除した額で保育料を算定します。ただし、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは、パターン①と同じく保育料の算定に適用しない税額控除です。

パターン③ 平成27年度（平成26年分） 市民税・県民税所得（非）課税証明書

【非課税の方や①、②の書類がない場合（平成27年1月1日に住所があった市役所等で発行）】
課税証明書とは、各年の1月1日～12月31日までの、1年間の所得に対する住民税額を証明するものです。

課税証明書で証明される項目は、一般的に以下のものがあります。

1. 納税者の1月1日時点の住所と氏名
2. 所得の種類・・・給与所得、年金所得、一時所得などの区別
3. 所得金額・・・所得の種類ごとの金額とその合計額
4. 課税標準額・・・住民税が課税される所得金額
5. 住民税の内訳と税額
・・・住民税（都道府県民税と市区町村民税）の、それぞれの金額と合計額
6. 所得控除額・・・住民税の課税から控除される金額
7. 扶養者の人数

保育料の決定には上記の1.～7. 全ての項目を証明されたものが必要となります。

※税額控除の記載は保育料算定のために必要となります。転入された方で市に所得課税証明書を提出される方はご注意ください。

市民税の「所得割」から「調整控除額」及び「税額調整額」を控除した額で保育料を算定します。
ただし、パターン①②と同じく保育料算定に適用しない税額控除を戻します。

～多子世帯の保育料の軽減について～

幼稚園や保育園、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目は無料となります。

ただし、支給認定区分によってカウントされるお子さんの年齢の範囲が異なります。

